

第二十一回国会 財務金融委員會 議錄 第一号

本国会召集日(令和二年一月二十日)(月曜日)午
前零時現在)における本委員は、次のとおりであ
る。

委員長 田中 良生君

- 理事 あかま二郎君 井林 辰憲君
理事 うへの賢一郎君 津島 淳君
理事 藤丸 敏君 末松 義規君
理事 古本伸一郎君 伊佐 進一君
理事 穴見 陽一君 井上 貴博君
理事 石崎 徹君 今枝宗一郎君
理事 勝俣 孝明君 門山 宏哲君
理事 小泉 龍司君 高村 正大君
理事 國場幸之助君 鈴木 隼人君
理事 田野瀬太道君 武井 俊輔君
理事 辻 清人君 古川 禎久君
理事 本田 太郎君 牧島かれん君
理事 宮澤 博行君 宗清 皇一君
理事 山田 賢司君 山田 美樹君
理事 海江田万里君 岸本 周平君
理事 櫻井 周君 階 猛君
理事 野田 佳彦君 日吉 雄太君
理事 森田 俊和君 石井 啓一君
理事 清水 忠史君 串田 誠一君
理事 青山 雅幸君

- 勝俣 孝明君 門山 宏哲君
小泉 龍司君 高村 正大君
國場幸之助君 繁本 護君
鈴木 隼人君 田野瀬太道君
武井 俊輔君 辻 清人君
藤井比早之君 古川 禎久君
本田 太郎君 牧島かれん君
宮澤 博行君 宗清 皇一君
山田 賢司君 山田 美樹君
海江田万里君 岸本 周平君
櫻井 周君 階 猛君
野田 佳彦君 日吉 雄太君
森田 俊和君 石井 啓一君
高木美智代君 清水 忠史君
串田 誠一君 青山 雅幸君

令和二年一月二十八日(火曜日)
午後四時三十分開議

出席委員

委員長 田中 良生君

理事 あかま二郎君 井林 辰憲君
理事 うへの賢一郎君 津島 淳君
理事 藤丸 敏君 末松 義規君
理事 古本伸一郎君 伊佐 進一君
理事 穴見 陽一君 井上 貴博君
理事 石崎 徹君 今枝宗一郎君

- 財務大臣 門山 宏哲君
(金融担当) 高村 正大君
財務副大臣 繁本 護君
経済産業副大臣 田野瀬太道君
財務大臣政務官 辻 清人君
国土交通大臣政務官 古川 禎久君
政府参考人 牧島かれん君
(内閣府大臣官房審議官) 宗清 皇一君
政府参考人 山田 美樹君
(金融庁監督局長) 岸本 周平君
(酒防庁国民保護・防災部 長) 階 猛君
政府参考人 日吉 雄太君
政府参考人 石井 啓一君
政府参考人 串田 誠一君
政府参考人 栗田 照久君
政府参考人 小宮大一郎君
政府参考人 阪田 渉君
政府参考人 小野 謙二君
政府参考人 矢野 康治君
政府参考人 高木美智代君
政府参考人 田島 淳志君

- 政府参考人 島田 勘資君
(経済産業省大臣官房審議 官) 藤丸 敏君
政府参考人 鎌田 篤君
(中小企業庁次長) 江口 秀二君
政府参考人 江口 秀二君
(国土交通省大臣官房技術 審議官) 塩見 英之君
政府参考人 塩見 英之君
(国土交通省水管理・国土 保全局次長) 高料 淳君
政府参考人 高料 淳君
(観光庁国際観光部長) 土本 英樹君
政府参考人 土本 英樹君
(防衛省大臣官房審議官) 齊藤 和重君
政府参考人 齊藤 和重君
(防衛装備庁プロジェクト 管理部長) 黒田 東彦君
参考人 黒田 東彦君
(日本銀行総裁) 齋藤 育子君
財務金融委員会専門員 齋藤 育子君

委員の異動

- 一月二十七日 補欠選任
一月二十八日 補欠選任
- 一月二十七日 補欠選任
一月二十八日 補欠選任
- 一月二十七日 補欠選任
一月二十八日 補欠選任
- 一月二十七日 補欠選任
一月二十八日 補欠選任
- 一月二十七日 補欠選任
一月二十八日 補欠選任

一月二十日
自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安
全のために講ずべき措置に関する法律案(古本
伸一郎君外二名提出、第九十八回国会衆法第
二十九号)
同日
平成三十年歳入歳出の決算上の剰余金の処理
の特例に関する法律案(内閣提出第二号)
は本委員会に付託された。

一月二十一日
所得税法の寡婦(寡夫)控除の拡大を求める意見
書(北海道恵庭市議会)(第一九八号)
所得税法第五十六條の廃止を求める意見書(北
海道森町議会)(第一九九号)
所得税法第五十六條の廃止を求める意見書(和
歌山県橘本市議会)(第二〇〇号)
所得税法第五十六條の廃止を求める意見書(和
歌山県紀美野町議会)(第二〇一号)
所得税法第五十六條の廃止を求める意見書(和
歌山県かつらぎ町議会)(第二〇二号)
所得税法第五十六條の廃止を求める意見書(和
歌山県九度山町議会)(第二〇三号)
所得税法第五十六條及び第五十七條の見直し
を求める意見書(香川県小豆島町議会)(第二〇
四号)
所得税における「雑損控除の繰越期間」の延長を
求める意見書(熊本県議会)(第二〇五号)
は本委員会に参考送付された。

本日(の)の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
平成三十年歳入歳出の決算上の剰余金の処理
の特例に関する法律案(内閣提出第二号)

らんと未来の世代にツケを先送りすることにつながっている。そういうことに対する責任は感じないんですか。日銀総裁、お答えください。

○黒田参考人 財政運営につきましては、基本的に政府、国会の責任において行われるものというふうに認識しております。私から具体的なコメントをするのは差し控えたいと思いますが、その上で、一般論として申し上げますと、やはり我が国の政府債務残高が極めて高い水準となる中で、政府が中長期的な財政健全化について市場の信頼をしっかりと確保することは重要であるというふうに考えております。二〇一三年に政府、日本銀行が公表した共同声明におきましても、政府は持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進することとされております。

なお、日本銀行による金融緩和は、あくまでも二%の物価安定の目標を実現するという金融政策上の目的のために進んでいるものでありまして、引き続き、この物価の安定というみずから使命を果たすため、必要な金融緩和を行っていくと考えています。

○階委員 この間も言いましたけれども、二%の物価目標は達成するどころか遠ざかっていますよね。そして、延々と出口なき金融緩和を続けている。そして、異次元の金融緩和が今度は異次元の財政緩和につながってきている、そんな気がする今回の特例法案です。そういう責任を感じてほしくないですね。

今も人ごとのような答弁でありました。財政には自分たちは関係ないというようなことでしたけれども、本当にそれで日銀総裁として責任ある金融政策だと言えるのかどうか。もう一回、この点についての見解をお尋ねします。

○黒田参考人 先ほど来申し上げているとおり、財政運営につきましては、あくまでも政府、国会の責任において行われるものというふうに認識しております。

私どもとしては、先ほど来申し上げているとおり、二%の物価安定の目標を実現するという金融

政策上の目的のために現在の金融緩和を行っておりまして、引き続き、物価の安定というのは、これは日本銀行法にも書いてございますけれども、みずからの使命でございますので、それを果たすために必要な金融緩和を行っていくという考えでございます。あくまでも金融政策上の目的のために現在の金融緩和を行っていると認識されております。

○階委員 私が今申し上げたようなことは、副作用としては認識しないんですか。財政規律を緩めているということ、副作用としては認識されないということですか。

○黒田参考人 先ほど来申し上げているとおり、あくまでも財政運営は政府、国会の責任において行われているものでありまして、中央銀行が政府、国会の責任において行われている財政運営に何か特別な影響を与えようとかそういうことはどこの国の中央銀行でも行っていないわけでありまして、あくまでも中央銀行は、物価の安定、そして金融、特に決済システムの安定という二つの目的のために金融政策なりさまざまな政策を行っていると認識をしております。

○階委員 時間ですので終わりますが、今のは典型的な御飯論法だということをお願いしたいと思います。私は意図を聞いていないんじゃないんです。結果的に、皆さんが延々と異次元の金融緩和をやったことが財政を、規律をゆがめている、その結果に対して責任を感じないのかと言っているわけです。皆さんの金融政策の意図が二%目標を達成するためだから問題ないとか、それは全くの御飯論法だということをお願い申し上げます。

○中田委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史です。限られた時間でございますので、答弁、簡潔にお願いしたいと思います。

補正予算では、税収の落ち込みを穴埋めするな

どの理由で、新規に四・四兆円の国債を発行するという計画になっております。政府は、消費税増税後も十分な対応を行うというふうに説明してきただけですけれども、増税後三月もたらずに事業規模二十六兆円もの大規模な補正予算を組まざるを得なくなったということだと思えます。

このこと自体、消費税の与える経済への影響がいかに大きかったかを物語っていると思うんですが、本日は、その消費税増税における中小零細企業への影響について伺いたいと思います。まず、税収について確認しておきたいと思

配付資料の一をごらんください。これは一般会計税収、主要税目の推移でございます。安倍首相は施政方針演説の中で、この七年間で経済は一三%成長し、来年度予算の税収は過去最高と自賛していたわけですが、主な要因は、これを見ますと、消費税の基本税率を五%から一〇%に引き上げたその増収分だ、増税分だというふうに言えると思うんですね。この結果、消費税増税による税収が一年分反映される二〇二〇年度一般会計予算案で、消費税が十分に所得税を抜いて最も税収の多い項目となるわけでありまして、麻生財務大臣に伺います。

消費税込入二十一・七兆円に対して、法人税収入は十二・一兆円なわけですね。五六%、ほぼ半分しかありません。税収構造として、基幹税であるこの法人税の税収が余りにも少な過ぎるというふうに思うんですが、大臣の認識をお伺いします。

○麻生国務大臣 法人税につきましては、これは成長志向の法人税改革というのに取り組んできたのは御存じのとおりだと思えますが、この法人税率というものの引上げと引下げ等々に当たりましては、これは財政事情というものを考えて、企業部門の内部留保の状況とか、さらには消費税の引上げといった諸情勢を考慮して、租税特別措置の縮減とか廃止等によって財源をしっかりと確保しております。これはネット減税というのを行って

いるわけではありませぬよ、よく言われますけれども。その上で、消費税について、国民が広く受益をされるいわゆる社会保障の費用というものをあらゆる世代、全ての世代が分かち合うという観点から、社会保障の財源ということで位置づけさせていたいただいているのが消費税の今の地位です。

その上で、昨年十月の消費税の引上げというものを考えてみますと、これは、少子高齢化というのは日本にとって長期的には最も深刻な問題だと思えますが、国難とも言えるものだと思っております。ですから、これから正面から取り組むに当たりまして、いわゆる社会保障というものを、かなり高齢者に少々厚過ぎるんじゃないかとかいろいろ御意見がありましたけれども、いわゆる全世代型の社会保障制度というもののへ転換していくために行うものなんだと思っております。

いずれにいたしましても、税目いろいろありますけれども、それらの比率とは、それは時々々の社会情勢の変化に合わせていろいろ改正を行ってきたものだと承知しておりますが、所得税、法人税、消費税、その基幹三税というものの組合せというのは極めて重要なところだと思っております。必要は必要と認めておられることを確保していただくことが最も重要だと考えております。

○清水委員 今答弁いただいたんですけれども、法人税収が少ないという、少な過ぎるという認識はお持ちでないということがわかったんですが、やはり、このグラフを見ていただきまして、法人税収が大きく落ち込んでいる、結局その法人税の落ち込みを消費税増税で賄ってきたということがよくわかるというふうに思うんですね。

今回の消費税増税は、その法人税減税の恩恵を受けない中小零細企業に対して、例えば、第一段階で消費税の増税前、そして消費税増税直後、そして二〇二三年から本格導入するインボイスの制度、連続的に破滅的なダメージを与える内容になつていないんじゃないかと思うんですね。

配付資料の二枚目をごらんください。帝国デー

タバンクの調査によりますと、二〇一九年のスーパーマーケットの倒産件数が七年ぶりに増加いたしました。負債総額は前年比何と二倍以上なんですね。この見出しにありますように、「消費増税の影響も」と、こう指摘しているわけです。

昨年十月一日の増税前には、複数税率の導入に伴うレジなどの設備投資の資金がでない、そういう中小零細業者が全国で倒産、廃業に追い込まれました。私もこの委員会でも、もう少しで創業百年を目指すという酒屋さんがレジ、システムの改修ができなくて倒産したわけですけれども、きょうは経産省から松本副大臣にも来ていただいております。やはり、消費増税がこうした中小零細業者の倒産、廃業の一因であったということはお認めになりますか。

○松本副大臣 昨年の本委員会におきまして私から委員に答弁をさせていただきましたとおり、軽減税率制度への対応に際しましては、事業者にはさまざまな対応をいただかなければいけないということも答弁をさせていただきましたし、それらの課題について、個々の事情にしっかりと寄り添って丁寧に対応していくことが重要であるということも答弁をさせていただきました。

経産省といたしましては、中小企業団体と連携をいたしまして、商工会、商工会議所に属する経営指導員が七千五百人体制で中小事業者を個別訪問し、事業者の皆さんの声をきめ細かく伺うことを通してさまざまな事情の把握に努めてきたところであります。

また、御指摘のレジ入れかえ負担につきまして、中小企業、小規模事業者が軽減税率制度に円滑に対応するために新たなレジを導入する場合の経費を一部補助する支援策を通じて、事業者の負担軽減に取り組んできたところであります。

また、軽減税率対策補助金につきまして、昨年の本委員会においてまさに議員から御指摘をいただきました。期限までにレジの購入契約を締結できず補助金が活用できない事業者についても、個

別に事情を確認させていただいた上で補助対象として扱うなど、柔軟に対応をさせていただいたところであります。

昨年の十月の軽減税率制度開始後も、中小企業団体に設置した相談窓口などを通じて、引き続き、現場の事業者の声を丁寧に耳を傾け、寄り添っていきたいと思います。

なお、今後新たに軽減税率対応レジを導入する事業者に対しては、レジの導入にも活用できる補助制度や、レジを導入する際に税負担が軽減される措置などを通じて支援を実施していきたいと考えております。

○清水委員 私が出たのは、消費増税によって中小企業、零細業者が潰れましたよね、その要因の一つですとねというふうに向ったんですが、そのことについてはお答えになりますか。

資料の三枚目をご覧ください。これは高知市内にある、あるスーパーマーケットの店頭に掲げられた張り紙でございます。

アンダーラインを讀ませていただきます。「軽減税率の実施に伴う新規レジ購入による負担や、電子マネーの普及により、想定していた以上に資金繰りが難しくなり、十二月に予定される支払に必要資金を調達する目処を立てることができなくなり、やむを得ず、営業を廃止し、」こうあるわけですよ。

安倍首相も、これも施政方針演説で、我が国経済の屋台骨を支える中小・小規模事業者をしっかりと支援してまいります、こう答えているんですが、実際はその消費増税に対応できずに倒産している店がある、事業者がある、このことの認識をしっかりと持ちながらなければ、これからの対策に私はさまざまな問題が出てくるというふうな指摘をしたと思うんです。

次の質問なんですけれども、何とか設備投資できましたという中小零細企業が今直面しているのが、消費の落ち込みとともに、キャッシュレス決済によるポイント還元事業の問題なんです。

経産省にこれは確認しますが、キャッシュレス、消費者還元事業の目的は、消費増税による落ち込みを支える中小企業支援策ということと間違いないですか。

○島田政府参考人 お答えいたします。ポイント還元事業の目的、大きく三つあるかと考えてございます。一つは、消費増税の引上げ後の消費喚起、今委員おっしゃった内容でございます。もう一つは、消費増税の引上げの影響を受ける中小店舗への支援、これも目的の一つと考えてございます。三つ目に、キャッシュレス推進による消費者の利便性や店舗の効率化、売上げ拡大、

○清水委員 今、このポイント還元制度が中小店舗への支援策だというふうにお認めになりますか。

今月、キャッシュレス推進協議会のアンケート調査が公表されました。ポイント還元事業参加店舗の売上げに占めるキャッシュレス決済比率はどれだけふえたか、また、売上げに効果があったとの回答は何か、簡潔にお答えいただけますか。

○島田政府参考人 昨年の十一月に実施をいたしましたアンケート調査におきまして、ポイント還元事業参加店舗の約七割強が、本事業をきっかけにキャッシュレスを始めた、又は支払い手段をふやしたというふうな回答をしております。さらに、約四割の消費者が、本事業をきっかけにキャッシュレス決済を始め、あるいは支払い手段をふやしたというふうな回答をしています。

○清水委員 私が聞いたところをもう一回答えていただきたいと思います。今いろいろ言われたんですけども、直接何だったのは、売上げ効果があった店舗は何%ですかというふうに聞いたんですけれども、それが多分抜けているので。

もうこつちで言います。アンケートの結果を見ると三九%なんです。つまり、六割は効果がなかったというふうに言っているわけですよ。それで、顧客獲得、三七%、効果がありません。それから、業務効果、キャッシュレス決済拡大によるレジ締めめどとか業務の効率化、これも三九%は効果があった。つまり、売上げ効果も含めて、六割は効果がなかったというふうに答えているのがこのポイント還元事業のアンケート調査の結果だということに思っているんです。

そこで、もう一度松本副大臣にお伺いするんですけども、結局、一・二五倍にキャッシュレスのお客さんはふえた。つまり、売上げがふえない、変わらない、あるいは減っている、そういうときにキャッシュレス決済だけがふえるということになれば、その事業者、店舗は手数料負担がふえる、ただだ。結局、その分は利益から持ち出しになるということになるというふうな思っています。ですから、そういう視点で見ると、このポイント還元制度というのはむしろ経営悪化を後押ししている、こういうふうにも言えるんじゃないでしょうか。

○松本副大臣 今委員からも御紹介がありましたけれども、キャッシュレスの推進は、中小店舗によつて、売上げ以外にも、例えば回替の回数が減少した、レジ締めの時間の削減などの業務効率化、また、顧客獲得に資する取組でありまして、今回のポイント還元事業により、店舗によって差はあるものの、さまざまな効果を実感していただいている店舗があると認識をしていただいています。

一方で、委員御指摘のとおり、こうした効果を実感できていない中小店舗もあるということも承知をしております。今もありません、今も効果がないところでもありません、今も効果がないところでもありません。キャッシュレスの御意見も含めまして、さまざまな御意見を聞きながら、ポイント還元事業の着実な運営に努めてまいりたいと考えております。また、より多くの中小店舗にキャッシュレスのメリットを感じていただければというように、

引き続き、キャッシュレス決済になじみがない方々を対象とした使い方講座の実施などを通じて、丁寧な周知を図っていきたくと考えております。

○清水委員 私の行きつけのお店もポイント還元をやっていないんですけども、なぜですかと聞いたら、面倒くさいからというふうにおっしゃっておられました。やるかやらないかというのはその店舗の自由ですし、消費者にとっても、カードで払うか現金で払うかという選択は本人にあるわけで、いわゆる一部の人が恩恵を受ける制度がこの補正の内容に含まれているということが果たして正しいのかということについて、最後、大臣、伺いたいんですけど。

中小零細企業の経営者にとつて、やはりこの事業が本場に正しいのか。補正では千四百九十七億円、これを計上することになっていると思うんです。結局、一部の企業については痛みを押しつけるという内容になっておりますので、それに一千五百億円も補正をつける、その理由について説明していただけるでしょうか。

○麻生国務大臣 商売をされた経験がおりなんでしょうか。少くとも、現金を扱わなくてよくなる分だけ、現金管理はすぐ手間が省けますよ。これはどんな小さいところへ行ってもみんな同じことを言うから。その点だけはちょっと、みんな言わないんだらうけれども、現場へ行ったらわかりますよ。現金管理だとすぐ面倒くさいものですよ。毎日近くの銀行の口座に夜中預けに行っているらう、普通のうちは、それが全くなくなっちゃったんだから。夜中行かなくてよくなった、えらい助かったと言つて、それはみんな言っていますよ。これは誰でも言っている。(清水委員、四割は言っていますと呼ぶ)ねえ。

だから、そういった意味では、いいところもあつたという話を全然言わないと、いかにも共産党という感じがするから、それはやめた方がいいよ。いいことも言おうや、ちゃんと。いいことも出ているんだから。だから、そこらのことはちゃ

んと言つて、その上でいろいろ問題があります。わかるよ、俺もよくわかる。だから、そういった意味では少なくともいいところもあつたというところはちよつと認めた上で話をしないと、先ほど階さんとの話だつてちゃんとかみ合つてくるけれども、何か全て悪かつたみたいと言われると、それはちよつと違うんじゃないかなという感じが正直なので。(清水委員)そんなこと言つていませぬよ、四割はいいと言つているんですよ。呼ぶちよつとごめんないね。あなたの質問を聞きながら、ちよつと私の実感だけをそう申し上げているんですけども、こういったような問題というのは、少なくとも、一月で九十七、八万店でしたか、店舗が加入した上で、そういった意味においていろいろな事業者の話が今後いろいろ出てくるんだと思ひますけれども、それは通産省あたりでいろいろ調べた人たちはいろいろ問題点がきつといっぱい出てくるんですよ、我々の知らないところの問題点。それをよく歩いて聞いてもらわないかぬ。近くの商工会とか商工会議所とか、そういったところできちんと細かい、商工会議所はどいうしても大きいから商工会の方がもっとより細かく接していると思うけれども、そういったところでよく聞いてもらつた上で、少なくとも、六月末だから九月月間これを実施することになっていますので、その上でいろいろの意味でどういった形が更に出てくるか、というのは今からまだ更に半年ぐらいありますので、その間、いろいろの上で、よく見た上で考えていかないかぬところだと思ひます。

○清水委員 時間が来ましたので終わりますけれども、まず一つは、三九%は効果があつたというふうに、私、アンケート結果を紹介してないので、全部悪かつたというふうには言っていないんですよ。ただ、やはり、国民の税金を使ってやる事業である以上、全ての事業者が恩恵を受ける、消費者が恩恵を受ける、そういうことに使うということ

が大事ではないかという視点で、きょう、お話しさせていただきました。そのためには、消費税の基本税率を引き下げる、五%に戻すというのが一番わかりやすいというふうには思つております。それからもう一つは、やはり、共産党だからというレッテル張り、余りこれは正しくないというふうには思ひますよ。今、野党共闘で頑張つていられるんですから余り言わないでいただきたいというふうに思ひます。

結びに、平成三十年年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案、災害とか復興に使うというのは理解しますけれども、軍事費や、あるいは今言いましたポイント還元制度などが入つておりますので、賛成することができません。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○田中委員長 次に、串田誠一君。
○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。きょうは、予算といひますと税収ということでありまして、いかに財産を把握するかということは大事故なことだと思つて、そういう意味で、きょうはデジタル遺産についてお聞きをしたいと思ひます。

まず、デジタル遺産というのはどういうものであるのかの御説明をお願いいたします。
○栗田政府参考人 お答え申し上げます。デジタル遺産につきましては明確な定義があるというわけではないと承知しておりますが、一般的には、持ち主の方がお亡くなりになつて遺産となつたパソコンやスマートフォンなどのデジタル機器に保存されたデータですとか、インターネット上の登録情報などを指すものというふうに承知しております。

○串田委員 かつては、お亡くなりになつた後の財産をどのぐらい持っているのかというのは、相続人が、子供が父親のいるは母親の財産を、あるいは、おじいちゃん、おばあちゃん、いつも確認しているわけではありませぬ、亡くなつたときに通帳というような形が見つかつて、ああ、こう

いう財産があるんだなというふうなことがわかるということが一般的だつたと思つていますが、最近では、ペーパーレスということもありまして、デジタルで取引を行っているというものが非常に多くなつてきているということでありまして。

そうなりますと、相続人はお亡くなりになられた被相続人の財産をどのように認識していくのかというふうなことが今後問題になると思つていますが、この認識の仕方、どうしたらよろしいでしょうか。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。相続人の方が被相続人の資産を把握するために、まずは、金融機関におきまして相続手続に入つていただくことが必要かと考えております。その際には、相続人と被相続人関係を証明する書類の提示などが求められますけれども、このような書類を提示していただき、相続手続に入つただけですと、金融機関の方は、基本的に被相続人の資産状況の情報提供などを柔軟に行つてくださるといふふうに承知しております。

また、相続人が、被相続人が利用していた金融機関自体を知らないという場合もあり得ますけれども、こうした場合につきましては、例えば、遺産整理を税理士などに依頼して、広く金融機関に口座の有無などを確認するということが必要かと

いふふうに考えております。
○串田委員 今聞いてみると簡単にそうに見えますけれども、例えば、インターネットの証券会社との株式取引も、まあ、その程度であればある程度わかりますが、FXだとか暗号資産だとか、もう山ほどあるわけですよね。その中で、被相続人が行つていた取引というのを相続人が認識するというのは非常に大変だと思つていただけます、税理士がその全ての金融機関に名前を出して取引があるのかということを確認する、そういう趣旨で

でしょうか。
○栗田政府参考人 お答え申し上げます。おっしゃるとおり、なかなか、亡くなられた方が取引されていた全ての金融機関を把握するとい